平成２３年（フ）第４６２２号
大阪府豊中市上新田１丁目24番千里中央パークヒルズM棟204号
破産者　有限会社ＲＥＮＴＥＣ
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８号
新潟市中央区小張木３丁目５番11号
破産者　有限会社後藤プロダクション
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８３号
京都府京丹後市網野町浅茂川377番地の38
破産者　有限会社かに天国
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第８４号
岡山県玉野市玉原１丁目15番６号、申立時の住所岡山県玉野市御崎２丁目32番19号
破産者　濵　　義和
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４号
香川県綾歌郡宇多津町3011番地６
破産者　大和シーリング有限会社
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第４７号
長崎県五島市伊福貴町369番地
破産者　有限会社桑原海運
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第３号
長崎県五島市末広町８番地４
破産者　有限会社福江商工開発
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第７０８号
熊本市鹿帰瀬町490番地１
破産者　株式会社蘇陽木材
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３７５号
大分市大字曲782番地
破産者　株式会社藤島
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３０号
栃木県栃木市大町35番８号
破産者　大野　耕一
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３１号
栃木県栃木市大町35番８号
破産者　大野　孝子
1　決定年月日　平成23年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２９２６号
札幌市西区二十四軒２条４丁目３番６号　高尾荘201号
破産者　岩渕千恵子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４２号
仙台市宮城野区岩切１丁目４番10号　レオパレス山崎108
破産者　佐々木　祥
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７３号
神奈川県藤沢市藤沢３丁目２番13号　ドルフ湘南102号室、住民票上の住所神奈川県藤沢市藤沢３丁目３番27号
破産者　加藤　定雄
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９４５号
川崎市幸区戸手１丁目７番２号、開始決定時の住所川崎市幸区河原町１番地　河原町団地13―603
破産者　菅原　芳直
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９４６号
川崎市高津区千年新町45番地　市営住宅５―701
破産者　菅原　芳仁
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３１３号
名古屋市南区観音町５丁目４番地の３
破産者　大鋸　信雄
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２９号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番157―304号
破産者　北井　良則
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３９号
熊本県合志市合生100番地２、住民票上の住所熊本県天草市牛深町3439番地２
破産者　風本　　勲
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部